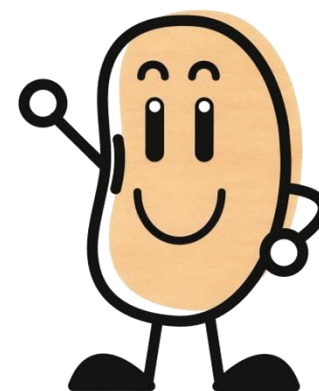


あんしんサポートセンターの 取り組みについて

社会福祉法人本別町社会福祉協議会
地域福祉活動推進部門 管理者 笹川 和哉



本別町の概要①

十勝の東北部に位置しており、町の半分以上の面積が山林で覆われた、美しい自然と豊かな緑の町です。かつては林業が盛んでしたが、近年の産業の中核は農業および工業となっている。

(令和3年3月末現在)

面積 約392km

(東西31.8km 南北16.5km)

人口 6,563人

世帯数 3,480世帯

高齢者数 2,789人

高齢化率 42.50%



本別町の概要②

日常生活圏域（小学校区）

（令和2年9月末現在）

本別地区

人口 5,155人
高齢者数 2,177人
高齢化率 42.2%

勇足地区

人口 781人
高齢者数 286人
高齢化率 36.6%

仙美里地区

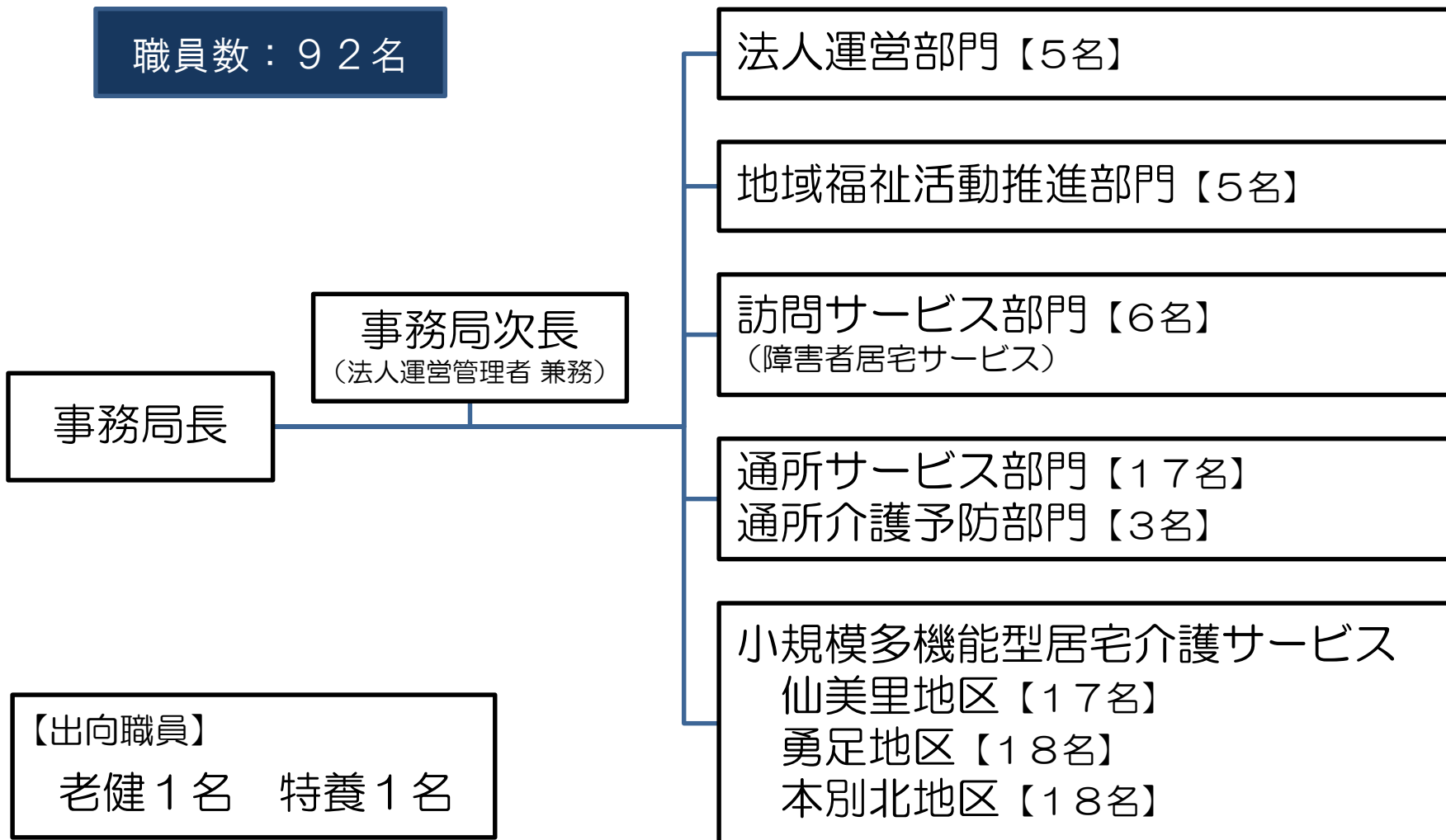
人口 822人
高齢者数 342人
高齢化率 41.6%

福祉関係事業所等

- 特別養護老人ホーム 1施設（町）
- グループホーム(高齢) 1施設（民間）
- 訪問介護事業所 1ヶ所（社協）
- 小規模多機能 3ヶ所（社協）
- グループホーム(障害) 3ヶ所（民・NPO）
- 就労継続B型事業所 3ヶ所（民・NPO）
- 老健施設 1施設（法人）
- 地域共生ホーム 1施設（民間）
- 通所介護事業所 2ヶ所（法・社）
- 日中一時サービス 1ヶ所（NPO）
- 相談支援事業所 2ヶ所（町・民）

本別町社会福祉協議会の概要

職員数：92名



本別町の地域福祉の取り組みの経過

- 平成5年に、地域住民の意思によって、自治会を基盤とした住民相互による支え合いである『在宅福祉ネットワーク』が組織化
- 現在では、市街地区において全ての自治会で在宅福祉ネットワークが組織化され、町内全体では75自治会中36自治会（31ネットワーク）で組織化がされている（全人口率で、約80%の地区が組織化）
- 在宅福祉ネットワークの活動は、①見守り活動、②生活支援活動（買い物支援など）、③除雪活動、④地域サロン活動、⑤災害時支援活動の5項目を位置づけ、各ネットワークで対象者等を決めて取り組む
- 各ネットワーク相互の連携や情報共有を目的とする『在宅福祉ネットワーク連絡協議会』の事務局を社協が担う

在宅福祉ネットワークが…

- 地域住民の参加による身近な地域での支え合い活動
- 在宅福祉ネットワークの担い手が、あんしんサポーターとして活躍
- 困りごとを抱える方の早期把握につながる、在宅福祉ネットワークとあんしんサポートセンター事業との連携した支え合いが可能

あんしんサポートセンターについて

権利擁護の取り組みだけではなく、センター立ち上げ前から実施していた生活支援事業や個別支援の事業を一体的に取り組むセンターとして、平成25年3月に「あんしんサポートセンター」を設置

センターの目的としては、町民の『いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けたい』という願いを実現するために、

- ・ 地域の困りごと窓口としてどんな相談でも受ける
 - ・ 困りごとに対応するための事業を一体的に取り組む
- ・ 社協全体で相談対応とセンター内の事業を一体的に取り組むために、事務局内部で事業状況等を情報共有する体制づくりを図る
 - ・ 複合的な課題を抱える相談に対応していくために、町行政の福祉部局（高齢者福祉・障がい者福祉・社会福祉）、地域包括支援センターと社協事務局が情報共有する取り組みを実施

あんしんサポートセンターの組織・連携体制

あんしんサポートセンター 運営委員会

構成員：社協福祉部会員、ケアセンター職員（行政）、町内専門家、市民後見人代表者、商工会、消費者協会
役割：あんしんサポートセンター事業の年間活動状況、あんしんサポートセンターの活動計画への意見

生活応急資金貸付審査委員会

構成員：社協会長、社協副会長、社協各部長
役割：生活応急資金貸付に関する可否など

あんしんサポートセンター ケース会議

構成員：社協事務局職員（地域福祉活動推進部門・法人運営部門）、地域包括支援センター
役割：簡易な内容に関するサービスの可否、あんしんサポートセンター内の事業利用者に関する情報共有

あんしんサポートセンター 行政合同会議

構成員：ケース会議構成員に加えて、ケアセンター職員（高齢・障害・社会福祉）
役割：ケース会議で判断が難しい複雑なケースに関する事業検討、あんしんサポートセンター利用者状況・相談状況の報告、成年後見事業の受任調整、その他あんしんサポートセンターに係る事項の情報交換・共有など

内容に応じて、他の社協職員、役場職員、専門家にも参加を求める

あんしんサポーターの体制について

センター設置前は、支援事業ごとの支援員養成と登録体制としていたが、センター設置に合わせて、『あんしんサポーター』としての登録体制の一本化、研修体制の集約を図る。これにより、利用者の状態が変化等により実施事業が変わっても、なじみのサポーターが変わらずに支援が可能となる体制づくりを図る。

あんしんサポートセンター

○後見サービス（法人後見事業）

○認知症見守りサービス（やすらぎ支援事業）

○金銭管理等サービス（日常生活自立支援事業）

○あんしん訪問サービス（安心生活創造事業）

あんしんサポーター

（64名が登録）

専門研修修了

後見サービス

金銭管理等サービス

認知症見守りサービス

あんしん訪問サービス

基礎研修修了

あんしんサポートセンターの事業分類

■ 町民の関わりによる生活支援の取り組み

- やすらぎ支援事業
- 安心生活創造事業

■ 個別な生活課題の解決する取り組み

- 法外資金貸付事業
- 配食サービス事業
- 福祉有償運送サービス事業

■ お金の管理や契約手続きを支援する取り組み

- ① 成年後見事業（法人後見）
- ② 日常生活自立支援事業
- ③ あんしんお預かりサービス事業 【社協独自事業】

■ 住まいに関する不安を解消する取り組み

- ④ あんしんすまい保証サービス事業 【社協独自事業】
- ⑤ 死後事務委任契約事業 【社協独自事業】
- ⑥ 生前事務委任契約事業 【社協独自事業】

①成年後見事業（H23. 3月 事業開始）

社会福祉協議会が法人として、後見人等の受任を行うほか、以下の取り組みについての対応を行う。

- 成年後見制度に関する町民への周知啓発
- 成年後見制度の利用等に関する相談対応
- 申立に関する相談対応から申立書類の作成支援
- 市民後見人の養成、法人後見支援員としての活動支援

令和3年度中に、

地域連携ネットワークの整備・中核機関の設置について、本別町（総合ケアセンター）と社会福祉協議会が役割・機能を分担する形での検討・実施を行う。

成年後見事業 利用対象者状況

		~H29	H30	R1	R2	R3
後見	新規	3人	1人	1人		
	終了	2人	1人			
	年度末	1人	1人	2人	2人	(4月末) 2人
保佐	新規				3人	
	終了				1人	
	年度末				2人	(4月末) 2人
補助	新規	2人				
	終了					1人
	年度末	2人	2人	2人	2人	(4月末) 1人
任意	新規				1人	
	終了					
	年度末				1人	(4月末) 1人
現在						6人
累計						11人

②日常生活自立支援事業 利用対象者状況

	～H29	H30	R1	R2	R3
継 続		5人	4人	3人	2人
新 規	11人				
終 了	6人	1人	1人	1人	
年度末 対象者	5人	4人	3人	2人	(4月末) 2人
				累計	11人

センター設置前は、日常的な金銭管理支援の取り組みとして、一定の利用対象者が居る状況であったが、現在は、**日常的な金銭管理支援の多くは、あんしんお預かりサービスによる支援で対応している状況から、対象者は減少している。**

③あんしんお預かりサービス事業

(H25. 3月 事業開始)

対象者

町内で入院や短期入所中の方、本人または親族によるお金の管理が難しい方（例えば…借金があって自分だけでは整理のできない方）

事業内容

社会福祉協議会で通帳や印鑑を預かって保管しながら、生活費のやりくりについて計画を立てながら、金融機関での出入金や公共料金やお店などへの支払いを代行で行う

現状の支援は、全て社協職員が対応しているが、一部の支援をサポーターが担える体制に向けて整備中

費用など

保管料：1日20円

代行手数料：1回200円

※状況によって、費用を取らない形での支援も実施

あんしんお預かりサービス事業 利用対象者状況

	~H28	H29	H30	R1	R2	R3
継 続		13人	15人	19人	26人	30人
新 規	20人	7人	8人	12人	9人	2人
終 了	7人	5人	4人	5人	5人	
年度末 対象者	13人	15人	19人	26人	30人	(4月末)32人
					累計	58人

センター設置時に新たな事業として整備し、当初の支援対象者は子ども等が遠方に居て、入院や短期入所中における一時的な金銭管理を頼める方が居ない高齢者を想定するが、現状では、**判断能力は問題ない**が、収入に見合った金銭管理ができない方、滞納整理が自分だけではできない方、グループホームに入居する障がいのある方など長期的に金銭支援を行うケースの利用が多い。

あんしんすまい保証サービス事業・死後事務 委任契約事業の取り組みまでの経過等

- あんしんサポートセンターにおける支援や相談を通して、高齢等により**身寄りの居ない**、**知人等で頼れる方が居ない**等の理由で、居住における保証人の確保が困難な**住宅確保要配慮者が増加している傾向**が見えてくる。
- 賃貸住宅においては、主な保証人の機能としては、①生存時の家賃の支払いや安否確認等の日常生活支援、②入居者が亡くなった後の遺品整理や各種届出事務や支払い事務の2点が求められている。
- 社会福祉協議会においては、権利擁護の取り組みと生活支援の取り組みをあんしんサポートセンターでの一体的な事業を行っているため、上記の機能の①は補完可能であったが、**家財整理や遺品整理の部分**については、社会福祉協議会**単独での取り組みは困難**な状況であった。
- そういった状況のなか、町においては、空き家対策等から居住支援協議会の立ち上げを行っており、**葬儀や家財整理に関する費用補償を行う企業、町内において家財整理等の実績がある企業との連携**が図られていった。

そこで、

高齢者等の入居者・貸主の不安を解消し、住み替え支援を行うことで、空き家の活用促進につなげていく取り組みとして、あんしんすまい保証サービス事業と死後事務委任契約事業の取り組みを事業開始していく。

④あんしんすまい保証サービス事業



(H28. 11月 事業開始)

事業目的

安否確認の実施と死亡時の葬儀と家財整理の費用を補償することで、保証人の居ない方などへの安心した住まい確保を行う

サービス	サービス概要・料金
見まもっTELプラス	○週2回の自動音声による安否確認 (居室内の孤独死に限る) ○原状回復・遺品整理費用を補償 (上限100万円) 月額利用料：1,500円(税別)
費用補償サービス	居室内外に問わず、 ○葬儀の実施(死亡診断書受け取り、直葬) ○住宅に残された家財の片付けの実施 ※費用補償は50万円 月額利用料：4,000円(税別)

あんしんすまい保証サービスにおける連携

事業者名	役割
 <p>本別町 社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none">○サービスの紹介・申し込み窓口○利用料の集金○安否確認メール後の対応（現地訪問等）○空き家整理での家財整理相談窓口との連携
 <p>一般社団法人 家財整理相談窓口 生前整理・遺品整理・空家整理</p>	<ul style="list-style-type: none">○安否確認サービスの実施○葬儀・家財整理における会員事業者の手配○セミナー等での家財整理に関する知識を深めるための講師派遣等の支援
<p>地元企業 (家財整理相談窓口会員事業者)</p>	<ul style="list-style-type: none">○家財・遺品整理の事前見積もりの実施○家財・遺品整理に関する相談対応○生前整理・遺品整理の実施

あんしんすまい保証サービス事業 利用対象者状況

		H30	R1	R2	R3
見まもっTEL プラス	新規				
	終了				
	年度末				
費用補償 サービス	新規	1人		1人	
	終了			1人	
	年度末	1人	1人	0人	(4月末)0人
				累計	1人

⑤死後事務委任契約事業 (H29. 7月 事業開始)

目的

生前に、本人が亡くなった際に必要な葬儀や家財整理、役場等での諸手続き、公共料金等の解約手続き・精算事務などの死後に発生する事務と内容を確認して契約書を結ぶことで、死後への不安の解消と保証人としての役割を補完していく。

対象者

- ①相続の対象となる親族の居ない方
- ②相続の対象となる親族は居るが、疎遠な状況にある方
- ③その他、本会会長が特に認めた方

業務内容

- ①遺体の引き取り
- ②葬儀、火葬、納骨に関する事務
- ③家族、親族、その他関係者への死亡した旨の連絡事務
- ④家財道具や生活用品等の動産処分に関する事務
- ⑤賃貸物件の解約・退去に関する事務
- ⑥行政官庁等への諸届け事務
- ⑦医療費、施設利用料、公共料金等の生活に起因するサービスの解約・精算に関する事務
- ⑧上記の事務に関する費用の支払い
- ⑨その他、利用者が希望するもので、本会会長が認める事務

※各事務については、生前であればいつでも内容の変更をすることは可能（契約の解除を含む）

事務に必要な費用

業務内容に応じて、必要な費用（約35万円）及び事務の報酬（5万円）を預託金として、契約締結時に預かる。

費用が預託金として用意することが困難な場合は、あんしんすまい保証サービス事業の併用により、一部の費用を対応することも可能となっている。

死後事務の終了後には、預託金から死後事務に掛かった費用と報酬を精算した後の残余金を、契約時決めておいていただく引渡人等へ返還を行う。

死後事務委任契約事業 利用対象者状況

	H29	H30	R1	R2	R3
継 続		2人	2人	4人	
新 規				1人	
終 了					2人
年度末 対象者		2人	4人	5人	(4月末) 3人
				累計	5人

相続の対象となる親族が一人も居ないという方は居ないが、兄弟や甥・姪が最も近い親族で頼ることができない方、子どもは居るが様々な要因により頼ることができない方が、契約を行っている状況にある。また、現状で、契約に向けて相談対応中のケースもある状況。

⑥生前事務委任契約事業 (H31. 1月 事業開始)

目的

認知症や知的・精神障がいによる判断能力に問題はないが、寝たきりなどで身体的に不自由な方、入院や住居の契約、施設入所で頼れる親族等が居ない方に対して、契約によって、生活・療養看護の支援や緊急連絡先の引き受けなどを行い、生活に困ることが無いように支援していく。

対象者

- ①契約を行える判断能力のある方
- ②自分ではできないことなどを頼める親族等が居ない方
- ③その他、本会会長が特に認めた方

業務内容

【生活支援・療養看護業務】

- 買い物代行などの日常生活支援
- 医療受診の同行支援

【財産管理業務】

- 金融機関での取引の代理、代行
- 生活、療養看護等に係る費用の支払い代行

【その他の業務】

- 医療機関での入院契約の代行、緊急連絡先の引き受け
- 賃貸住宅での入居契約の代行、緊急連絡先の引き受け
- 老人ホーム等の施設での入所契約の代行、緊急連絡先の引き受け

※その他、必要な内容を盛り込むことも可能

事務に必要な費用

それぞれの業務に応じて、1回あたりもしくは1ヶ月あたりの事務費用を設定する。

業務に係る事務費用については、実施する内容によって金額が異なる。

なお、これらの費用については、利用者と協議したうえで、利用者と社会福祉協議会で取り交わす契約書に記載される。

例) 買い物代行→1回500円

金融機関の取引代行→1ヶ月1,000円

緊急連絡としての対応→1回5,000円 など

生前事務委任契約事業 利用対象者状況

	H30	R1	R2	R3
継 続		1人	2人	1人
新 規	1人	1人		
終 了			1人	1人
年度末 対象者	1人	2人	1人	(4月末)0人
			累計	2人

委任契約+任意
後見への移行

亡くなった時の支援だけでなく、生前中も頼れる親族が居ない方に、利用する方のニーズに合わせた支援を行う事業として整備を行い、死後事務と組み合わせた利用や様々な支援を**包括的に支援する取り組み**として、事業利用を行っている状況。

その他に行っている取り組み

成年後見制度や死後事務委任契約事業といった事業展開と相談対応を行う中で、特に身寄りの居ない方への支援対応として、遺言書の作成支援にも取り組んでいる。

【内 容】

遺言書を作成したい方への対応方法の相談対応、公正証書遺言を作成するまでの作成支援を行う。

本人と公証人役場の橋渡し役として、本人から相続を残したい財産や相続内容の確認を行い、公証人役場に必要書類や必要となる金額の確認等を行った後に、本人へ確認した内容の説明を行う。状況に応じて、必要書類の取得支援や公証人役場との連絡対応の支援にも対応。

公証人との連携としては、遺言書作成以外に、『委任契約～任意後見契約～死後事務委任契約』を包括した契約書作成の実例あり。

まとめ

これまでの社会であれば、家族が当たり前担ってきた機能が変わりつつあるなかで…

地域住民と協働による地域福祉活動を継続していきながら、権利擁護の取り組みだけではない死後事務や遺言作成の支援など新たな支え合いの取り組みを推進していくことで、『誰でも本人が望む安心した最後を迎えられる地域づくり』を図っていく

～参考資料～

あんしんサポーターの研修体制について

● あんしんサポーター基礎研修

研修内容→あんしんサポートセンターの説明、事業対象となる方の理解など
研修日程→3～4日 合計8時間程度
開催頻度→毎年、フォローアップ研修も兼ねた実施

● あんしんサポーター専門研修

研修内容→成年後見制度に関する理解など市民後見人養成研修としての内容
研修日程→8日程度 合計45時間程度
開催頻度→H24年度に1回実施のみ、R3年度に実施予定

● あんしんサポーターフォローアップ研修

研修内容→新たな事業等の説明やグループワークなど（登録サポーター対象）
研修日程→3～4日 合計8時間程度
開催頻度→毎年、基礎研修も兼ねた実施

見まもっTELプラスの内容①

音声ガイダンスを活用した安否確認サービス

週2回 決まった曜日、時間帯にかかってくる安否確認電話（音声ガイダンス）に1回ボタンを押すだけの簡単操作で家族等に安否確認メールが届く。

1

毎週決まった曜日・時間帯に電話がかかります。

(例:毎週 月・木曜日 8:00~10:00等)



※携帯電話もご利用いただけます
※曜日と時間帯は指定できます

2

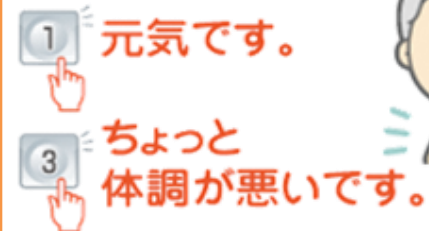
安否確認のメッセージが流れます。



こちらは見まもっTELコールセンターです。
本日の体調はいかがでしょう？音声ガイダンスに従ってボタンを押してください。

3

ガイダンスに従ってボタンを操作！



電話に出られない場合は、1時間後を目安に再度お電話致します

4

操作結果を指定連絡先の最大5名にメールで通知。



※応答が無かった場合は、その旨を知らせるメールを通知します

5

利用者を心配する方々へ安心をお届けします。



6

もしもの時でも、早期発見をサポート



本別町社協が内容に応じて訪問等を行いますので効果が高まります

見まもっTELプラスの内容②

居室内死亡時の原状回復・事故対応費用を補償

～ 居室内での不慮の事故があった際には、下記費用を補償する～

原状回復・遺品整理の合計100万円を上限に補償していく。

【主な支払対象】

- 原状回復費用…修繕、清掃、異臭除去、消毒等
- 事故対応費用…遺品整理費用、遺族との連絡のための通信費等

費用補償サービスの内容

居室内外に問わず、サービスを利用されている方が亡くなった後の残存家財の片付けと葬儀を実施

サービスを利用できる方は、以下の条件を全て満たしている方となっている

<利用要件>

- 契約時点で89歳以下の方
- 本別町内の賃貸住宅に住んでいる方、あるいはこれから住まわれる方
- 以下の①～③の告知事項すべてに該当する方
 - ①現在、入院中もしくは医師から入院による治療を勧められていない
 - ②現在、要介護3以上の認定を受けていない
 - ③過去2年以内に疾病による5日以上継続した入院をしていない

死後事務委任契約事業の預託金①

1) 葬儀の実施に関する業務

内 容	金 額
遺体の引き取り	150,000円
葬儀、火葬、納骨に関する事務	
親族やその他関係者への連絡事務	

2) 諸届け・債務整理に関する業務

内 容	金 額
賃貸物件の解約・退去に関する事務	100,000円
行政官庁等への諸手続き事務	
医療費、施設料、公共料金など生活に起因する未払い債務に関する事務	

3) 家財整理に関する業務

内 容	金 額
家財道具や生活用品等の動産処分に関する事務	100,000円

死後事務委任契約事業の預託金②

事務に関する報酬

内 容	金 額
1) 葬儀の実施に関する業務	20,000円
2) 諸届け・債務整理に関する業務	20,000円
3) 家財整理に関する業務	10,000円

※預託金については、葬儀の内容や家財の数、生活状況等に応じて預託金額が増減します。

死後事務委任契約事業の流れ①

1. 初期相談で、死後事務の事業説明を行い、希望する業務内容を「本人意向確認書（葬儀・納骨・家財整理）」で確認し、親族状況や住宅状況などの確認を行う。

●死後事務委任契約事業 利用申込書



2. 希望する内容等を基に、社協で業務に必要な費用を算出し、預託金の金額設定を行う。契約希望者からは、親族状況を明らかにするため戸籍を取得してもらい、親族状況を確認する。

●引渡人届出書

3. 親族等が居ない等で、業務を終えた後に残余金等を受け渡す引渡人が居ない場合は、公正証書遺言により、残余金の行き先を指定してもらう。



死後事務委任契約事業の流れ②

4. 本人の希望する業務内容と確認した必要な費用を基に、社協で契約書を作成し、契約希望者に内容確認してもらい、了解が得られれば、契約の締結や預託金の預かり、必要書類の提出を行う。

- 死後事務委任契約事業 契約書
- 本人の意向確認書（葬儀、納骨、家財整理）
- 医療上の意思表示書（告知、延命治療）



5. 生前中は、定期的に利用意向や状態変化が無いかを確認するとともに、契約内容の変更が生じた場合は、再度の契約締結や預託金の追加もしくは返還を行う。



6. 最終的に契約者が亡くなった時には、契約書に基づいた死後事務の業務を行う。



死後事務委任契約事業の流れ③

7. 死後事務に掛かった費用及び報酬を精算後、預託金の残余金や引渡し財産を、引渡人等へ渡して、業務終了。

●死後事務委任契約事業 精算書

●死後事務委任契約事業 財産引渡書



8. 引渡人が居なく、公正証書遺言を残しており、遺言執行者として社協が指定されている場合は、遺言の執行を行う。

やすらぎ支援事業

対象者

在宅で生活していて、認知症の症状があり、要介護認定または要支援認定を受けている方

事業内容

介護をする家族の介護負担を減らすために、センターに登録するやすらぎ支援員が、自宅等を訪問して、話し相手や散歩、趣味活動の相手など、本人が希望する活動を行う。

利用については、最大週2回の利用が可能で、1回あたりの時間は8時間以内となっている

費用など

利用料：1時間あたり100円

安心生活創造事業

対象者

介護や障がいなど福祉サービスを受けていない高齢の方
や障がいのある方

事業内容

不安の解消や生活上の困りごとを解決し、安心した地域生活を続けられるために、センターに登録するあんしん訪問員が、話し相手や買い物の代行、ゴミ出しや掃除等の家事支援などを行う

利用については、最大週2回の利用が可能で、1回あたりの時間は1時間となっている

費用など

利用料：1回100円

法外資金貸付事業（生活応急資金・生活福祉資金）

対象者

金融機関などでお金を借りることもできず、お金が無いことで生活を送ることが困難な方

事業内容

生活に必要なお金を貸すとともに、その後もお金に困ることがなく生活ができるように、お金を返済してもらいながら、安定した生活が送れるよう支援していく

費用など

生活応急資金：最大5万円の貸付

生活福祉資金：お金が必要な理由によって種類があり、種類によって貸付額が変わる

配食サービス事業

対象者

高齢や障がいによって、買い物や調理を行うことが難しく、家族等からの援助も困難な方

事業内容

食の支援や安否確認を目的に、夕食としてのお弁当を自宅等へ届ける

利用日については、最大週2回の利用が可能で、曜日は月曜日と木曜日となっている

費用など

利用料：1食400円

福祉有償運送サービス事業

対象者

要介護認定や要支援認定を受けている、身体障がいや知的や精神障がい等によって、外出する際に1人でバスやタクシーなどの公共交通機関を利用することが困難な方

事業内容

車椅子やストレッチャーで乗り降り可能な車輛などを使用して、通院や買い物などの外出時の移動支援を行う

費用など

利用料：概ねタクシー料金の半分程度

年間登録料：1,000円

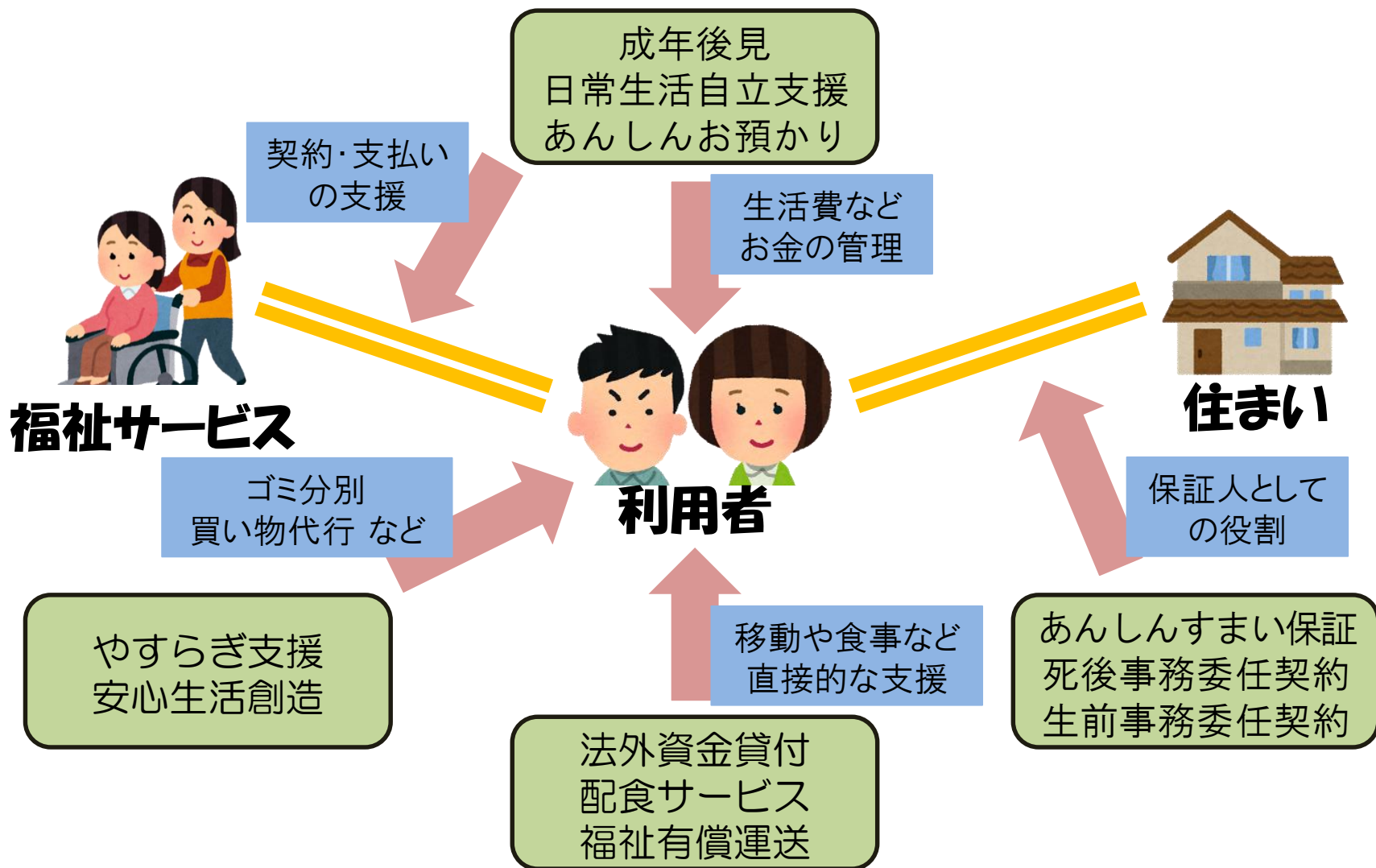
居住支援法人としての取り組み

空き家等を活用し、住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者、低額所得者、子育て世帯など）に対する住宅セーフティ機能を強化するための住宅セーフティネット法に基づく『居住支援法人』の指定を令和元年10月2日に北海道から受け、あんしんサポートセンタの機能を活用した居住支援業務を行う。

- 1) 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
…あんしんサポートセンターの業務などを含めた窓口等での相談対応
- 2) 見守りなど要配慮者への生活支援
…金銭管理事業（成年後見、日自、あんしんお預かり）、生活支援（安心生活）、身元保証（あんしんすまい、死後事務）を活用した支援
- 3) 家賃債務保証の保証
…本会が提携する一般社団法人高齢者住宅財団を紹介

■関連する取り組みとして、社協で所有する高齢者住宅・一軒家を住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅として登録している

サポートセンターによる支え合いのイメージ



ずっと安心して本別町で暮らし続けるために

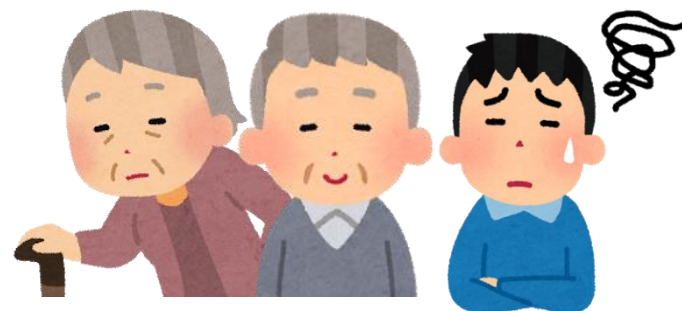
在宅福祉ネットワーク

- ・身近な支え合いの場
- ・社会参加の場
- ・孤立防止、早期発見の場

あんしんサポートセンター

- ・公的サービスで賄えない支援
- ・専門性を活かした支援
- ・町民全体での支え合い

ボランティア



支援を必要としている方

商店

ケアセンター・包括
などの公的機関

介護や障がいなど
サービス事業所